



公明推進十年 明暗二面

昭和二十七年に公明選挙運動がはじまって今年に満十年、この十年間に行われた選挙はたして公明に行われたでしょうか。いつも選挙後の違反事件は新聞紙上等をにぎわしている状況であります。茲に去る第四十国会において公明選挙に資する為の選挙法が改正を見ました。広報に渡る改正選挙法を紙面の都合上記事する事も出来ませんが大要次の通りの主旨の下に改正

名前がもれないよう

基本選挙人名簿の調製

私達が国政、県政、村政に代表を送るため毎年の様に選挙が行われて居ります。その選挙に必要の基本選挙人名簿が九月十五日現在でつくられ、あらゆる選挙に使われる大切な名簿です。左記要領に基づき申告して下さい。

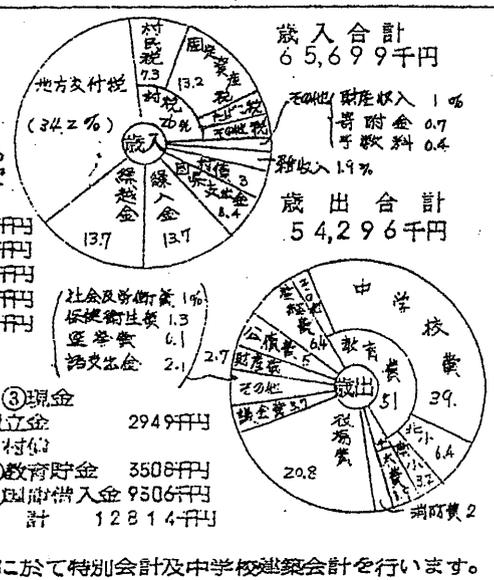
1. 基本選挙人名簿の調製時期 九月十五日現在
2. 調製の方式 賦権により調製
3. 調製の区分 住所の区分、投票所

公明推進十年 基本選挙人名簿の調製
目的
公明推進十年
基本選挙人名簿の調製
収入はどのように使われたか
(昭和36年度財政状況)

1. 選挙資格の調査は村選管が行う。
2. 調査事項 本籍、現住所、氏名、生年月日、性別、江南村に転住した年月日、世帯主との続柄、前住所等であり、調査表を毎戸へ配布して行います。
3. 調製の方法 調査表を提出期限に提出しないと他の町村へ転住したか知られないで名簿に登録されません。
4. 申請資格 申請者は選挙権を有する者であり、選挙権を有する者(昭和二十七年十二月三十一日現在で生れた者)
5. 調製の確認と縦覧 選挙管は名簿の確認と縦覧は十一月五日から十九日まで五日間、役場内で一般の村民に縦覧してあります。
6. 異議の申立 申立人は選挙人であること、脱漏、誤載がある時は縦覧期間中に文書で選管に申立てることになります。申立が正当である場合は選管は修正いたします。
7. 補選選挙人名簿 基本選挙人名簿確定後選挙を行う場合調製します。
8. 調製の方法、申請に際しては申請書に記入し、申請書は配布し、申請書に記入し、申請資格等については縦覧又は広報でお知らせします。用紙は役場内選管に用意してあります。
9. 申請資格 調製期日によって異なりますが、新たに二十年以上に達した者九月十五日現在で三ヶ月以上の住所要件が不足していた者が三ヶ月以上達した者、基本名簿から消えた者等です。
10. 選挙管は名簿の確認と縦覧は十一月五日から十九日まで五日間、役場内で一般の村民に縦覧してあります。
11. 資格審査は村の農業委員会が行います。
12. その他は基本選挙人名簿に準じます。
13. その他選挙のことで知りたいこと判らないこと

昭和三十八年執行予定
選挙
一月 村長選挙
四月 県会議員選挙
十二月 村議会議員選挙

Table with 2 columns: Item, Amount. Lists various financial items like '教育貯蓄返済金' and '地方交付税'.



子ヤンネル
通信電話や放送の通話料のこと、放送や通信のたのみに割り当てられた電波の周波数のこと、ラジオで五、四〇キロから一、六〇〇キロサイクルまで一〇七キロサイクルと一〇七キロヤンネルがある。

警察官募集
埼玉県では、昭和三十八年四月一日入校する警察官を今募集しています。
募集人員 約一四〇名
試験日 十月二十一日(日)
試験場所 浦和市(県立浦和西高等学校)

交通安全運動
今年も十月十一日から二十日までの十日間、全国一斉に、秋の交通安全運動が実施されます。本年は、県においても埼玉県交通対策協議会が中心となり、一大県民運動を推進し、事故防止に力をあわせることとなりました。熊谷警察管内においても、交通安全運動は一向にあとを絶たず、特に七月、八月は一ヶ月の発生を見、死亡者も二ヶ月で九名を数えました。これは悲しいことであるとともに市民としても恥かしいことです。この際私達は市(町・村)の

歩行者も互いが細い注意をして、この事故をなくして、明るい、住みよい市(町・村)をつくることに立ち上りましょう。皆様の理解ある御協力によって、この運動が、大きな効果を収めるよう御尽力をお願いいたします。十月十一日から行われる交通安全運動は次の点に重点をおいて行われます。
一、正しい歩行の遵守
二、正しい歩行の励行
三、児童、幼児の安全確保
四、雇用者等の義務觀念の向上
五、交通環境の整備
六、踏切安全通行の徹底
熊谷警察署

